

2 大津市開発事業等工事写真整備要領

大津市開発事業等工事写真整備要領

1 目的

この要領は、都市計画法第36条及び宅地造成等規制法第13条に規定する工事の検査等に係る工事写真の整備に関する事項を定める。

2 工事写真の種類及び管理

(1) 工事写真の種類

- ① 着手前及び完成写真
- ② 施工状況写真
- ③ 材料検収写真
- ④ 品質管理写真
- ⑤ 出来形管理写真
- ⑥ 安全管理
- ⑦ 災害写真
- ⑧ その他（地下埋設物、公害、環境、補償等）

(2) 工事写真の管理

工事写真は、施工管理の手段として、各工事の施工段階および工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害等を判断するものであるから、これらを写真撮影する場合には慎重かつ適正に行うものとし、一連の施工状況が判るように整理しなければならない。

なお、工事写真は宅地造成および各公共施設等の目的用途別でそれぞれの工種（構造形式）ごとに分けて管理すること。

① 工事着手前および完成写真

ア) 開発区域全体の状況がわかるように撮影すること。

（1枚に収まらない場合は継ぎ写真にするなど工夫すること。）

イ) 着手前と完成時が対比できるように同一位置から撮影すること。

② 施工状況写真

ア) 各工事に規定される手順に基づき施工状況および段階完了状況、工事材料の使用状況など撮影目的を十分に理解したうえで撮影すること。

イ) 測点や周囲の地形地物を背景に入れて目的物の位置が判るように工夫すること。

③ 材料検収写真

ア) 完成後に数量、形状および寸法が確認できないものについては、現場搬入時に必ず検収写真を撮影すること。

イ) 製品に規格およびJISマーク等の表示を有するものは、それが判別できるように撮影すること。（その他、大臣認定品、製造年月日等）

④ 品質管理写真

設計内容を十分に理解し、目的に合致した品質管理試験または測定の写真を撮影すること。

⑤ 出来形管理写真

ア) 工事検査時において設計図書と容易に照合ができるよう、目的物の位置および測点、目盛り等撮影すること。

イ) 各出来形の撮影にあたっては、出来上がり寸法等が判明できるよう、箱尺やポールなどを使用して撮影すること。

ウ) 各出来形の撮影にあたっては、工事名、工種、撮影年月日、位置（測点）、設計略図および寸法等記載された標示板とともに撮影すること。なお、設計略図等内容は、設計図書と整合させること。

⑥ 安全管理写真

標識等の設置状況および交通誘導員等配置状況写真は、万が一、事故が発生した場合に原因調査資料および安全管理状況の証拠資料となるので、実施段階に応じて撮影すること。

⑦ 災害写真

工事中に災害を受けた場合は、その被災状況（位置、規模等）が判明するように撮影すること。

⑧ その他（地下埋設物、公害、環境、補償等）

工事中の振動による周辺建築物のひび割れ、造成による井戸水の枯渇等工事施行に起因して事後に補償問題が発生する場合を想定し、相当範囲の事物および事象において施工前の状況を撮影しておく等事後の問題解決に備えること。

3 撮影基準

開発事業等に係る工事の撮影基準は次の図書を参考にすること。

(1) 宅地造成に関する工事写真は、「宅地防災マニュアルの解説」（編集宅地防災研究会、平成19年12月5日）を参考にするもののほか、宅地造成工事の代表的な工種は、表-1に留意して撮影すること。

(2) 各公共施設等に関する工事写真は、「一般土木工事等工事必携」（監修滋賀県、平成16年12月）および各管理者の指示する基準に従い撮影すること。

4 工事写真の整理

(1) 着工から完成までを工種（構造形式）ごとに工程の順に整理すること。なお、事業者は、宅地造成に関して区画ごとに品質を証明する必要があるため、工事写真は分けて整理し、原本は大切に保有しておくこと。

(2) 検査の実施にあたり、工事写真は次の写真帳に整理し提出すること。

① 台紙の大きさはA4判とし、表紙には許可番号等工事名、工事場所、施行者名を記入すること。

② 工事写真に説明を要するものには、文字や図などで説明を付けること。

③ インディックスを付して写真の項目を明示すること。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

表 - 1

撮影対象	内 容	撮影のポイント
全 景	工事着手前・完成後の全景	・着手前と完成後で対比できるもの
	宅地および施設等目的ごとの全景	
土 工	表土等不良土の除去処理状況	・残土搬出先等の処理が確認できるもの
	撤去構造物の処理状況	・産業廃棄物（許可処理業者）の搬出先等の処理が確認できるもの
	地盤改良状況	・設計内容（範囲、深さ、セメント配合量等）と整合していることが確認できるもの
	浸出水等地下排水工の施工状況	・浸出水の状況が確認できるもの ・材質、径、敷設（位置、延長）が確認できるもの
	盛土前の段切り施工状況	・勾配が 15 度（約 1：4.0）程度以上の傾斜地盤の場合
	盛土材料の敷均し状況	・1 層あたりの敷均し厚さはおおむね 0.30 m 以下（捲出し厚さを丁張で管理）とする
	盛土材料の締固め状況	・土質、規模に応じた締固め機械が確認できるもの
	盛土内排水層の施工状況	・材質、径、敷設（位置、延長）が確認できるもの
	切土および盛土のり面の施工状況	・切土のり面の浮石除去が確認できるもの ・盛土のり面の整形状況が確認できるもの ・のり長およびのり勾配が確認できるもの ・設計内容（種別、範囲等）と整合したのり面保護工であることが確認できるもの
擁 壁 工	丁張設置および床掘状況	・基礎底面の状況が確認できるもの
	基礎工の施工状況	・材質、幅、厚さが確認できるもの（練積み造擁壁は規格寸法を計測）
	鉄筋コンクリート造の配筋状況	・擁壁タイプごとに、組立完了全景および鉄筋間隔・継手長・定着長等組み立てが確認できるもの ・鉄筋種別ごとに使用鉄筋の規格（SD345 など）、径等仕様が確認できるもの（ノギス使用）
	型枠の施工状況	・鉄筋コンクリート造の場合、所定の鉄筋かぶりが確保できていることが確認できるもの ・伸縮目地等の設置が確認できるもの
	生コンクリートの打設状況	・バイブレーター等による適切な締固めが確認できるもの ・打設日を分けて打ち継ぐ場合、打継目において適切な処理（レイタンス除去等）が確認できるもの ・コンクリート打設後の打設時期に応じた適切な養生状況が確認できるもの

撮影対象	内 容	撮影のポイント
擁壁工	躯体の出来形寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁タイプごとに、出来形全景、構造図と対比した寸法が確認できるもの ・セバ穴処理（埋め）が確認できるもの ・水抜き穴の配置状況、径が確認できるもの 【練積み造擁壁】 ・のり長およびのり勾配が確認できるもの 【二次製品】 ・使用タイプごとに、設置完了全景、設計内容と整合したメーカー、寸法が確認できるもの ・適切な施工（敷きモルタルの設置等）が確認できるもの
	裏込め材等の施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・止水コンクリートの幅、厚さが確認できるもの ・栗石等透水層の厚さ、天端からの下がり寸法が確認できるもの ・透水マット使用の場合は、擁壁用透水マット技術マニュアル（社団法人全国宅地擁壁技術協会）に基づく適切な施工（全景、詳細）が確認できるもの 【練積み造擁壁】 ・構造図と対比して胴込めおよび裏込めコンクリート、透水層の厚み等寸法が確認できるもの
	埋戻しの施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な締固め方法、締固め機械が確認できるもの ・1層あたりの締固め厚さはおおむね0.30m以下（捲出し厚さをマーキング）とする ・展開図等の設計値と対比して見え高さ寸法が確認できるもの
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・コーナー部の補強についても一般部と同様に撮影すること

Ⅲ 事務処理フロー

1 大津市開発許可事務処理フロー

令和元年11月1日改正

